明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（一七）　二
○前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（一八）　二
○高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（一九）　二

〔告　示〕

○地方税法施行規則第七条の二の九第一号及び第二号に規定する総務大臣が定める人口及び従業者数を定める告示（**総務**一七）　三
○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（**法務**四二）　三
○航空業務に関する日本国とエティオピア連邦民主共和国との間の協定の附属書の改正に関する書簡の交換に関する件（**外務**三二）　三
○国税庁の保有する行政文書の開示請求手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件（**国税庁**一）　三
○国税庁の保有する個人情報の開示請求手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件（**同**二）　三
○前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十六年度及び平成二十七年度における財政安定化基金拠出率を定める件（**厚生労働**一五）　四
○保安林の指定をする件（**農林水産**一三七～一四一）　四
○保安林の指定を解除する件（**同**一四二、一四三）　四
○信号符字を点附した件（**国土交通**六七）　五
○信号符字を取り消した件（**同**六八）　五
○船舶国籍証書が無効となった件（**同**六九）　五
○船舶国籍証書を無効とした件（**同**七〇）　六
○道路に関する件（**東北地方整備局**五～七）　六
○都市計画に関する件（**同**八～一〇）　六
○道路に関する件（**関東地方整備局**二四）　七
○道路に関する件（**近畿地方整備局**一〇～一五）　七

〔国会事項〕

内閣　国家公安委員会　警察庁　法務省　防衛省　七

〔人事異動〕

〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕
官庁事項　七
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　七
公聴会　七
一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（関東経済産業局）　八
国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）　八
〔公　告〕
諸事項　九
官庁
財団、特定保険募集人の所在の確知等、金融商品取引業者営業保証金取戻し、共同研究者の募集関係　九
裁判所
相続、準禁治産、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三〇
会社その他
会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（政令第一七号）（総務省）

1　消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、危険物の製造所等の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額の標準を引き上げる等の改正を行うこととした。

2　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一八号）（厚生労働省）

1　平成二六年度及び平成二七年度における後期高齢者負担率を一〇〇分の一〇・七三とすることとした。

2　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一九号）（厚生労働省）

1　後期高齢者医療の保険料の賦課限度額（現行五五万円）を五七万円に引き上げることとした。

2　被保険者均等割額を減額する基準について、当該額の五割を減額する基準については二四・五万円を乗ずる被保険者数に世帯主を含め、当該額の二割を減額する基準については被保険者数に乗ずる金額を四五万円とすることとした。

3　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。